

議会運営委員会における討論の制限について

日本共産党滋賀県議会議員団団長

節木三千代

9月3日

8月31日の議会運営委員会において、「今後の議会運営について」(議会運営委員会協議事項)が示された。その中で、「規則正しい議論により、見解を異にする議員間で交わす討論とするため、知事提出議案、議員提出議案および請願に係る反対討論のない賛成討論や全会一致で可決予定の賛成討論は認めない」とする対応案が示された。

そもそも、全国町村議会議長会編集「議員必携」では、「議会は『言論の府』といわれるように、議員活動の基本は言論であって、問題はすべて言論によって決定されるのが建前である。このため、議会においては、特に言論を尊重し、その自由を保障している」とし、「もしも言論の自由がなくなれば、議員は、その職責を果たすことは、とうてい不可能である」とまで明記している。討論についても、「討論が終われば評決に付することになるが、簡易な議案で特に反対者もないような場合でも、討論は省略できないことになっている。それは、議会が言論の府であって、討論を十分尽くすべきであるから、討論そのものを省くということは適当でないからである」としている。

県民の命や暮らしが脅かされているコロナ禍で、言論の府である県議会には、いっそう自由で活発な議論が求められている。にもかかわらず、議会の審議を円滑に運営するため各党派間の協議を尽くすことを基本として設置された調整機関である議会運営委員会が、このような討論の制限を決めることは議会の自殺行為であり、到底認められず、撤回をつよく求める。

去年は関連質問について、本年は質疑について、議会運営委員会の「検閲」で発言の制限ができるように決められた。今回の対応案も議員の発言をさらに制限するものである。このような「効率化」の名の下に議員の発言の制限を拡大していくことは、言論の府としての滋賀県議会の伝統を貶めるものであり、県民の声を封じていくものであり、きっぱりやめるべきである。

以上